

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）への意見

全国公立小中学校事務職員研究会

中央教育審議会初等中等教育分科会におかれましては、精力的に審議を重ねてこられ、この度、答申に向けて中間まとめを取りまとめられましたことに敬意を表します。

本会は、「子どもの豊かな育ちを支援する」ことを学校事務のミッションとして掲げ、学校事務及び学校運営組織の在り方、並びに事務職員の役割を追究し、そのために必要となる事務職員の資質能力の向上を目指し活動を行っております。

私たち事務職員は、教育目標を達成するための学校のマネジメント機能を担う職として、子どもの学びの環境の充実や学校の教育活動実現のための条件整備を中心に学校運営に携わっています。

平成29年4月、学校教育法の一部改正により、事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」と改められたことにより、学校において単に事務処理を行うだけではなく、経営戦略を企画・提案し、教職員はもとより、教育委員会や地域、企業等との連携・協働により校長を補佐する役割を果たしながら、チームとしての学校の一員として、より一層、責任をもって主体的に学校運営に携わっていきたくと考えております。

このような立場から、このたび取りまとめられた『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）において述べられている、学校の組織運営体制の在り方や事務職員の役割を中心に、本中間まとめがより実効性のあるものとなるよう、下記のとおり意見を申し述べさせていただきます。

## 記

### 1. 「第I部 総論」について

我が国の高い学力は、中間まとめにもありますように、学校教育が150年に及ぶ教科教育等に関する蓄積を、高い意欲や能力をもった教師によって支えられてきたことは言うまでもありません。そのことを踏まえつつ、ツールとしてのICTを基盤としてこれまでの「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながらさらに発展させ、持続可能な社会の創り手の育成を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とする本中間まとめにおける基本的な考え方に對し、学校運営に携わる一員として本会は賛同いたします。

一方、本中間まとめにもありますとおり、多様化・複雑化する学校を取り巻く課題の解決を図りながら、これまでの日本型学校教育を維持・発展させていくためには、多様な主体との連携・協働によって学校のマネジメント力を強化し、チームとしての学校の機能強化を図っていくことが重要と考えます。また、学校におけるICT活用による子どもの学びの充実の可能性は計り知れないものであるとともに、学校における利活用の体制の確立は急務となっております。

私たち事務職員は、平成31年3月18日付け文部科学省事務次官通知において、学校組織のマネジメント力強化を図るため、学校運営に事務に関する専門性を有する職員として校

長を補佐する役割を果たすことが求められており、現在、全国の事務職員がより良い学校づくりのために、チーム学校の一員として業務に励んでおります。

つきましては、本中間まとめの17ページの「(2) 教職員の姿」と、20ページの連携・分担による学校マネジメントを実現する」において、教師以外の教職員のあるべき姿や役割・必要性について言及していただきたく存じます。

なお、子どもの豊かな学びのために、地域資源等のリソースの拡大、ダイバーシティに対応した学校づくりなどを見据えると、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進は必須であると考えます。学校運営協議会の設置は、努力義務に留まることなく、より強く推進されることを期待します。

## 2. 「第Ⅱ部 各論 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」について

学校運営協議会制度や、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子どもの成長を支える環境を整えていく上で、主に中学校区を包括して組織され地教法に位置付けられている共同学校事務室や同等の役割を果たす共同実施組織が学校運営協議会の事務局的機能を担うことにより、義務教育9年間のつながりを踏まえて、より組織的に地域との連携・協働の体制を構築できるものと考えます。

事務職員については、令和2年7月17日付け「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」（通知）の別添2・別表第二（以下、標準的職務別表第二）では、事務職員の職務の内容の例として「カリキュラム・マネジメントの推進に必要な人的・物的資源等の調整・調達等」と示されています。このことから、地域連携担当教職員の役割を担うことも可能と考えます。

## 3. 「第Ⅱ部 各論 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について」について

述べられている通り、外国人の子どもも共生社会の一員として、学校において豊かな学びの提供が必須であると考えます。外国人児童生徒の中には、経済的に豊かでないことも見受けられることから、就学保障の観点として、給食費等の学校徴収金の保護者負担を軽減する行政的支援について検討をお願いいたしたく存じます。

## 4. 「第Ⅱ部 各論 6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について」について

「令和の日本型学校教育」の重要な施策の一つであるICTの活用については、ハード面（設備）とソフト面（教材）の充実はもとより情報インフラの整備が最重要であり、今後、全児童生徒が一人一台の端末を効果的に活用していくためには、それを補完するスタッフの適切で迅速な対応が不可欠と考え、本まとめのGIGAスクールサポーター等のICT人材の確保に賛同するところです。

事務職員の役割としては、「ICTを活用した教育活動に積極的に参画」と示されたところであり、標準的職務別表第二においても明示されているところであります。具体的には、

「ICTを活用したカリキュラム・マネジメントへのかかわりと、そのための予算確保や調整、ICT機器購入計画策定、GIGA スクールサポーターやICT支援員のマネジメント、ICT機器の評価・改善」などで貢献できるものと考えます。

また、そのために、「ICTに関する研修等の充実を図る」ことに大いに期待するところで

#### 5. 「第Ⅱ部 各論 7. 新時代の学びを支える環境整備について」について

述べられている通り、感染症や災害の発生等の緊急時においても、全ての子どもの学びを保障する環境の整備は必須であると考えます。情報端末や遠隔会議システムの導入とともに、それらに適した教室環境や、教師のためのICT環境の整備についても、施設・設備のマネジメントを推進する事務職員が、その役割を担えるものと考えます。

#### 6. 「第Ⅱ部 各論 9. Society5.0 時代における教師及び教員組織の在り方について」について

子どもの豊かな学びのためには、「より多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、さらに当該人材を組織内に取り入れることにより、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある」ことに賛同いたします。また、「学校外部の人材を活用していく」ことも同意するところであり、このような多様性を確保するためには、学校やコミュニティ・スクール等が様々な人材を任用できるような財政面・人事面の制度や裁量権の拡大が必要であると考えます。

なお、教師の人材確保のためには、学校の労働環境改善が必須であると考えます。これまでも様々な手立てが講じられたところではありますが、さらなる施策が求められるところです。例えば、既に進められている休日の部活動指導の地域への移行などについては賛同するところであります。学校における働き方改革の推進は、教師が学習指導や生徒指導に集中できるとともに、優秀な人材の確保にもつながるものと考えます。

また、「教師が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、『社会に開かれた教育課程』をより効果的に実現する学校教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる」とありますが、地域の教育資源の有効活用は人事や予算など教育資源を扱う事務職員が専門性を発揮できる分野であることから、教員免許の有無にかかわらず、講習や養成課程の受講等を認めていただきたく存じます。

なお、学校教育法により学校に置くこととされている職員は、教員のみではないことから、本論のタイトルにおける教員組織を教職員組織としていただき、Society5.0 時代における教職員組織の在り方について、改めて整理していただきたく存じます。

以上、本中間まとめに対する本会の意見といたします。